

平成27年度

グリーンカーテンコンテストに応募しませんか



節電対策の一環として、市民や事業者の皆さんがグリーンカーテン作りに積極的に取り組んでいます。自慢のグリーンカーテンを、コンテストに出してみませんか。

対象 市内にグリーンカーテンを設置している市民・事業者など

応募方法 7月1日(水)～9月30日(水)に、応募用紙に「グリーンカーテンを設置した建物の全体写真」と「グリーンカーテンの設置状況写真」(それぞれ1枚以上・いずれもA4サイズ以上)を添えて、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

※応募用紙は、市役所2階環境保全課で配布するほか、

市公式サイトからダウンロードすることができます。
 ※応募用紙の郵送を希望する方は、返信用封筒(82円切手貼付、宛先記入)を同封し応募先へ送付してください。
 ※持参の場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

結果発表 市民の部・事業者の部ごとに、広報はむら・

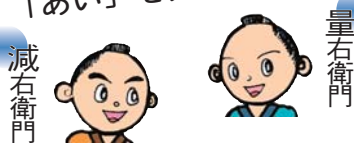
市公式サイトで発表します。入選した方には賞状を授与します。最優秀賞受賞者には、平成28年度の「第5回羽村市環境フェスティバル」で表彰を行う予定です。

応募先・問合せ 羽村市環境保全課環境保全係 226

〒205-18601 (所在地記載不要)

☒s205000@city.hamura.tokyo.jp

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる? <ごみ(資源)を出すには「あい」を大事にしてね!の巻>



ごみ不法投棄監視

ウィーク

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの一週間は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

市では、不法投棄を発生させない環境づくりを推進するため、5月24日(日)の「市内いっせい美化運動」から5月30日(土)までの期間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」として、市独自の啓発活動を行います。

活動1

市の廃棄物収集運搬業務委託車両、市内いっせい美化運動に参加している町内会・自治会の車両に「ごみ不法投棄監視ウィーク・パトロール実施中」の標識を表示

活動2

5月24日(日)を統一行動日とし、町内会・自治会が行う「市内いっせい美化運動」で、不法投棄監視パトロールを実施
 問合せ 生活環境課生活環境係 204



▲車両に表示する「ごみ不法投棄監視ウィーク」の標識

選任



行政相談委員の選任

任期満了に伴い、平成27年4月1日付で、総務大臣から再任されました。

□天野湛美さん（五ノ神二丁目）5期目・平成19年4月1日

□中野祐司さん（川崎四丁目）4期目・平成22年4月1日

行政相談委員は、行政と市民のパイプ役として、国や特殊法人の仕事に関する苦情や要望などの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を行っています。

市では、毎月第3木曜日の午後1時30分～4時30分に定例の行政相談を行っています。
 ◎問合せ 広報広聴課市民相談係 199



子育て



児童育成手当の手続きを

6月は児童育成手当の年度切替え月です。新たに手続きをする方や、平成26年度の市・都民税課税状況（25年中の所得）が限度額を超えたため対象とならなかった方で、平成27年度の課税状況（26年中の所得）が限度内である方は、5月中に手続きをしてください。

前年に受給していた方には、6月に「現況届」用紙を送付しますので提出してください。

児童育成手当

18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかの状態の児童を監護している方または父母以外で児童を養育している方

- 父または母が死亡した児童
- 父母が離婚した児童
- 父または母に重度の障害がある児童（身体障害者手帳1・2級程度）
- 婚姻によらないで生まれた児童

▼支給額 該当児童1人につき月額1万3500円

必要なもの

- ① 請求者と児童の戸籍謄本
- ② 請求者名義の銀行などの通帳
- ③ 障害のある方は身体障害者手帳または愛の手帳
- ④ 印鑑

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- 身体障害者手帳1～2級
- 愛の手帳1～3度
- 市制度
- 身体障害者手帳1～4級
- 愛の手帳1～4度

▼支給額

- 都制度：該当児童1人につき月額1万5500円
- 市制度：該当児童1人につき月額1万3500円、1万2500円

※障害の程度および所得状況などにより異なります。
 ※都制度と市制度の併給はできません。

必要なもの

- ① 請求者名義の銀行などの通帳
- ② 身体障害者手帳または愛の手帳
- ③ 印鑑

共通

□平成27年1月1日に市内に住所がなかった方は、その時点の住所地の市区町村長発行による平成27年度の所得証明書または課税（非課税）証明書が必要です。

□受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

◎問合せ

子育て支援課支援係 236



東京都認証保育所保育料の一部を補助します

東京都認証保育所を利用している児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。

▼対象

○児童の保護者が市内在住であり、生計を同一にしていること

○保護者の就労などにより家庭で保育ができない状況にあること（認可保育園の入所基準を満たしていること）
 ○月の初日に認証保育所に在籍し、かつ月極契約をしていること（一時保育などの利用は対象外）
 ○認証保育所に月極保育料を全納していること

○市税や国民健康保険税などに未納がないこと

補助額 認証保育所に支払った保育料と認可保育園を利用した場合の保育料との差額に応じ、月額4万円を限度として助成／交付時期 年3回、4か月ごとに交付

※東京都認証保育所を利用している方に、6月末をめどに案内を配布します。補助対象となる方は、申請の手続きをお願いします。案内が届かない場合や不明な点がある場合は、問い合わせください。

◎問合せ

子育て支援課保育・幼稚園係 232